

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人から、令和 2 年 9 月 2 8 日付けで提起のあった行政文書開示決定処分（令和 2 年 9 月 8 日付けお教学第 1 7 1 2 号）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

第 1 主文

本件審査請求を却下する。

第 2 事案の概要

- （1）審査請求人は、令和 2 年 7 月 2 8 日付けで、おいらせ町長に対し、「情報公開に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求を行った。
- （2）おいらせ町長は、令和 2 年 8 月 5 日付けで、処分庁に対し、「開示請求事案移送書」の送付を行った。
- （3）処分庁は、本件対象文書の一部文書を不存在として、令和 2 年 9 月 8 日付けお教学第 1 7 1 2 号により、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- （4）審査請求人は、本件対象文書に個人情報が含まれている本件処分を不服とし、令和 2 年 9 月 2 8 日付けで、おいらせ町長に対し審査請求を行った。（審査請求先がおいらせ町長と記載されていたが、本件処分における教示がおいらせ町長となっていたため、本来の審査庁となるおいらせ町教育委員会への請求として取り扱う。）
- （5）処分庁は、令和 2 年 1 0 月 1 日、審査請求に係る本件処分について妥当であるかどうかの再検討を行った結果、本件対象文書において、審査請求人の氏名を非開示とするところ開示した事務処理を行ったことに気がついた。

(6) 処分庁は、令和2年12月2日、審査請求人に対し口頭及び文書で謝罪を行い、同日付けお教学第2199号により本件処分を取り消し、一部開示決定を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

本件処分を行った文書において、請求人の氏名が開示されており、その開示された請求人の氏名が個人情報であることの裁決と、個人情報が漏洩した事実の認定を求めている。また、本件処分及び過去の漏洩の調査及び漏洩の原因と再発防止対策や漏洩開示された当事者及び団体等への適切な対応や処置を求めている。

第4 理由

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく、処分についての審査請求が適法であるためには、その対象とする処分の存在を前提とし、審査請求をする法律上の利益を有することが必要と解される。
- (2) そして、本件審査請求についてみるに、審査請求の対象となった本件処分は、令和2年12月2日付けお教学第2199号により取り消しており、審査請求の対象となる処分を欠き、請求人の本件処分に対して求める法律上の利益はないことは明らかである。
- (3) 以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年12月28日

審査庁 おいらせ町教育委員会
教育長 松林 義一

(教示)

- 1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町教育委員会を被告として（訴訟においておいらせ町教育委員会を代表する者は、おいらせ町教育委員会教育長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。